

○近江八幡市家庭的保育施設整備事業費補助金交付要綱

平成 23 年 12 月 8 日

告示第 242 号

改正 平成 25 年 2 月 14 日告示第 18 号

平成 27 年 7 月 1 日告示第 143 号

平成 28 年 10 月 26 日告示第 209 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、低年齢保育の充実及び待機児童の解消を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を実施するための施設を整備する事業（以下「施設整備事業」という。）に対して、予算の範囲内において近江八幡市家庭的保育施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、近江八幡市補助金交付規則（平成 22 年近江八幡市規則第 55 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(平 25 告示 18・平 27 告示 143・一部改正)

(補助金交付対象者)

第 2 条 補助金交付対象事業者は、家庭的保育事業の認可を受けた者又は認可を受ける予定にある者とする。

2 施設整備事業に係る補助金の交付は、定員拡大又は老朽化に伴う既存施設の改修が必要となる場合を除き、1 事業所につき 1 回を限度とする。

(平 27 告示 143・平 28 告示 209・一部改正)

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、次の表に定めるとおりとする。

| 事業名       | 補助対象経費                                                                                  |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭的保育改修事業 | 平成 27 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱<br>(厚生労働省発雇児 0114 第 2 号) 別表に定める家庭的<br>保育改修等支援事業を実施するために必要な経費 |

(平 27 告示 143・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から施設整備事業に係る寄附金及び他の補助金を引いて得た額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、当該額が75万円を超える場合は、75万円とする。

(平27告示143・全改)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第5条に規定する補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 近江八幡市家庭的保育施設整備事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 近江八幡市家庭的保育施設整備事業費補助金に関する誓約書(別記様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(平27告示143・一部改正)

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、規則第7条に規定する補助金交付決定通知書により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 市長は、規則第14条の規定に基づき、交付決定額の範囲内で補助金を概算払いすることができる。

(実績報告書)

第8条 補助事業が完了したときは、規則第11条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 近江八幡市家庭的保育施設整備事業報告書(別記様式第3号)
- (2) 近江八幡市家庭的保育施設整備事業完了届(別記様式第4号)
- (3) 整備完了写真(全ての箇所の写真を添付のこと。)
- (4) 領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平 2 7 告 示 1 4 3 ・ 一 部 改 正)

(財産の処分制限)

第 9 条 補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けた備品等を処分し、若しくは他の目的に使用する場合又は譲渡し、交換し、若しくは担保に供するときは、あらかじめ市長に協議してその承認を受けなければならない。

(平 2 7 告 示 1 4 3 ・ 一 部 改 正)

(補助金の返還)

第 1 0 条 交付決定者は、補助金の交付を受けて開設した家庭的保育事業が、開設後 5 年に満たずに事業を廃止した場合は、当該補助金の交付額に次の表に定める率を乗じて得た額を市長に返還しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

| 6 月 未 満 | 6 月 以 上 1 年<br>未 満 | 1 年 以 上 2 年<br>未 満 | 2 年 以 上 3 年<br>未 満 | 3 年 以 上 4 年<br>未 満 | 4 年 以 上 5 年<br>未 満 |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1 0 0 % | 7 5 %              | 5 0 %              | 4 0 %              | 3 0 %              | 2 0 %              |

(平 2 7 告 示 1 4 3 ・ 追 加)

(関係書類の保管等)

第 1 1 条 交付決定者は、この要綱に基づく補助金の執行に係る見積書、契約書、領収書等の関係書類を、補助金の対象となる事業の実施年度の翌年から起算して 5 年間保管し、市長から提出の要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(平 2 7 告 示 1 4 3 ・ 旧 第 1 0 条 繰 下 ・ 一 部 改 正)

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 7 告 示 1 4 3 ・ 旧 第 1 1 条 繰 下)

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 5 年 告 示 第 1 8 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成２７年告示第１４３号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（平成２８年告示第２０９号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

年度 近江八幡市家庭的保育施設整備事業計画書

1 家庭的保育事業の概要

|             |              |
|-------------|--------------|
| 家庭的保育者氏名    |              |
| 家庭的保育者認定番号  |              |
| 家庭的保育者認定年月日 |              |
| 家庭的保育施設の所在地 | ( 個人宅・賃貸物件 ) |
| 保育する児童の人数   | 人            |

※ 家庭的保育施設の所在地については、括弧内の個人宅、賃貸物件のどちらかに○を付けること。

2 家庭的保育施設整備事業費補助金申請額

| 事業名 | 支出見込額① | 寄附金及び他の補助金の額② | 補助基準額③<br>(①－②) | 補助金額④<br>(③×3/4。ただし、<br>75万円を超える場合は75万円) |
|-----|--------|---------------|-----------------|------------------------------------------|
|     | 円      | 円             | 円               | 円                                        |

3 家庭的保育改修事業の概要

|                   |     |                |                                             |            |
|-------------------|-----|----------------|---------------------------------------------|------------|
| 事業実施場所の面積         | 改修前 | m <sup>2</sup> | ※改修前及び改修後の部屋の平面図<br>(面積と主な附帯設備の位置がわかるもの)を添付 |            |
|                   | 改修後 | m <sup>2</sup> |                                             |            |
| 改修に要する経費<br>(①＋②) |     | 工事費<br>①       |                                             | 設備整備費<br>② |
| 円                 |     | 円              |                                             | 円          |
| 改修事業の内容           |     |                |                                             |            |

※ 工事費①については、改修工事に係る費用を、設備整備費②については保育に必要な機器、設備等の整備にかかる費用を記入すること。

別記様式第2号（第5条関係）

近江八幡市家庭的保育施設整備事業費補助金に関する誓約書

私は、近江八幡市家庭的保育施設整備事業費補助金の交付申請に当たり、事業開始後5年以上継続して家庭的保育事業を実施することを誓約します

なお、当方の都合により上記の期間に事業を継続できなくなった場合は、近江八幡市家庭的保育施設整備事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき遅滞なく補助金を返還することを誓約します。

年 月 日

所在地

氏 名

印

近江八幡市長 あて

※市町村の発行する印鑑登録証明書を添付すること。

1 家庭的保育事業の概要

|             |              |
|-------------|--------------|
| 家庭的保育者氏名    |              |
| 家庭的保育者認定番号  |              |
| 家庭的保育者認定年月日 |              |
| 家庭的保育施設の所在地 | ( 個人宅・賃貸物件 ) |
| 保育する児童の人数   | 人            |

※ 家庭的保育施設の所在地については、括弧内の個人宅、賃貸物件のどちらかに○を付けること。

2 家庭的保育施設整備事業費補助金決定額

| 事業名 | 支出見込額① | 寄附金及び他の補助金の額② | 補助基準額③<br>(①－②) | 補助金額④<br>(③×3／4。ただし、<br>75万円を超える場合は75万円) |
|-----|--------|---------------|-----------------|------------------------------------------|
|     | 円      | 円             | 円               | 円                                        |

3 家庭的保育改修事業の概要

|                   |     |                |                                                 |            |
|-------------------|-----|----------------|-------------------------------------------------|------------|
| 事業実施場所<br>の面積     | 改修前 | m <sup>2</sup> | ※改修前及び改修後の部屋の平面図<br>(面積と主な附帯設備の位置がわかる<br>もの)を添付 |            |
|                   | 改修後 | m <sup>2</sup> |                                                 |            |
| 改修に要する経費<br>(①＋②) |     | 工事費<br>①       |                                                 | 設備整備費<br>② |
| 円                 |     | 円              |                                                 | 円          |
| 改修事業の内容           |     |                |                                                 |            |

※ 工事費①については、改修工事に係る費用を、設備整備費②については保育に必要な機器、設備等の整備にかかる費用を記入すること。

別記様式第4号(第8条関係)

年度 近江八幡市家庭的保育施設整備事業完了届

年 月 日

近江八幡市長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった近江八幡市家庭的保育施設整備事業費補助金について、年 月 日に事業を完了しましたので、近江八幡市家庭的保育施設整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 家庭的保育者氏名
- 2 家庭的保育施設の所在地
- 3 事業の完了年月日 年 月 日

別記様式第1号（第5条関係）

（平27告示143・一部改正）

別記様式第2号（第5条関係）

（平27告示143・追加）

別記様式第3号（第8条関係）

（平27告示143・別記様式第2号・一部改正）

別記様式第4号（第8条関係）

（平27告示143・旧別記様式第3号繰下）